

岩手県選挙管理委員会告示第94号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録等について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定めた。

平成24年11月30日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成24年12月3日（年齢については、同月16日）
- 2 登録を行う日 平成24年12月3日
- 3 縦覧に供する期間 平成24年12月4日